

令和 8 年 3 月 市議会定例会

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

# 追加議案

橋 本 市

## 議案目録

議案第 23 号	令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について	……P3
議案第 24 号	令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) について	……P13
議案第 25 号	令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)に ついて	……P17
議案第 26 号	令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)につ いて	……P21
議案第 27 号	令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)につ いて	……P25
議案第 28 号	令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)について	……P29
議案第 29 号	令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 3 号)について	……P33
議案第 30 号	令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 3 号)につ いて	……P36
議案第 31 号	令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 4 号)について	……P39
議案第 32 号	橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	……P42

議案第 23 号

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について

令和 7 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度橋本市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 380,644 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,637,987 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

## 第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款		項
1 市	税	
		1 市民税
		3 軽自動車税
		5 入湯税
13 分担金及び負担金		
		1 分担金
		2 負担金
14 使料及手数料		
		1 使料
		2 手数料
15 国庫支出金		
		1 国庫負担金
		2 国庫補助金
		3 委託金
16 県支出金		
		1 県負担金
		2 県補助金
		3 委託金
17 財産収入		
		1 財産運用収入
		2 財産売払収入
18 寄附金		
		1 寄附金
19 繰入金		
		1 特別会計繰入金
		2 基本金繰入金
21 諸収入		
		3 貸付金元利収入
		5 雑収入
22 市債	債	
		1 市債
歳入合計		

補正前の額	補正額	計
7,366,295	83,812	7,450,107
3,188,190	81,794	3,269,984
248,030	1,711	249,741
945	307	1,252
123,843	6,137	129,980
8,248	938	7,310
115,595	7,075	122,670
376,625	2,256	378,881
267,108	782	267,890
109,517	1,474	110,991
5,837,365	12,614	5,824,751
2,956,432	63,781	3,020,213
2,853,908	76,947	2,776,961
27,025	552	27,577
2,559,216	33,459	2,525,757
1,430,115	26,992	1,457,107
772,375	33,448	738,927
356,726	27,003	329,723
19,357	23,379	42,736
19,352	12,317	31,669
5	11,062	11,067
586,302	46,487	539,815
586,302	46,487	539,815
3,052,364	18,292	3,034,072
106,922	948	107,870
2,945,442	19,240	2,926,202
806,144	2,912	809,056
7,542	248	7,790
727,810	2,664	730,474
1,313,500	373,000	1,686,500
1,313,500	373,000	1,686,500
33,257,343	380,644	33,637,987

## 歳出

(単位:千円)

款		項
1 議 会 費	費	
		1 議 会 費
2 総 務 費	費	
		1 総 務 管 理 費
		3 徴 税 費
		4 戸 稽 住 民 基 本 台 帳 費
		5 選 挙 費
		6 統 計 調 査 費
		7 監 査 委 員 費
3 民 生 費	費	
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	費	
		1 保 健 衛 生 費
		2 清 掃 費
		3 上 水 道 整 備 費
		4 病 院 費
6 農 林 水 産 業 費	費	
		1 農 業 費
		2 林 業 費
7 商 工 費	費	
		1 商 工 費
8 土 木 費	費	
		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		3 河 川 費
		4 都 市 計 画 費
		5 住 宅 費
9 消 防 費	費	
		1 消 防 費
10 教 育 費	費	
		1 教 育 総 務 費

補 正 前 の 額	補 正 額	計
241,420	3,747	237,673
241,420	3,747	237,673
4,580,146	139,131	4,441,015
3,800,881	92,875	3,708,006
324,888	13,057	311,831
164,254	9,496	154,758
194,940	17,594	177,346
51,949	5,973	45,976
27,221	136	27,085
12,930,345	220,724	13,151,069
6,993,463	2,387	6,991,076
5,119,962	154,711	5,274,673
816,918	68,400	885,318
3,190,080	136,623	3,326,703
805,973	37,569	768,404
1,302,844	31,853	1,270,991
20,267	69,440	89,707
1,060,996	136,605	1,197,601
865,756	110,963	754,793
778,403	108,331	670,072
87,353	2,632	84,721
1,281,208	34,254	1,246,954
1,281,208	34,254	1,246,954
2,084,514	104,073	1,980,441
27,296	1,237	26,059
569,742	14,809	554,933
24,127	99	24,028
1,061,053	19,927	1,041,126
402,296	68,001	334,295
2,179,586	10,974	2,168,612
2,179,586	10,974	2,168,612
2,828,891	459,066	3,287,957
862,750	4,307	858,443

款		項
10 教育費		2 小学校費
		3 中学校費
		4 幼稚園費
		5 社会教育費
		6 保健体育費
11 災害復旧費		
		1 農林水産施設災害復旧費
		2 公共土木施設災害復旧費
12 公債費		
		1 公債費
13 諸支出金		
		1 土地開発基金費
歳出合計		

補正前の額	補正額	計
283,244	162,356	445,600
228,727	313,333	542,060
7,920	1,013	6,907
644,253	11,027	633,226
801,997	276	801,721
56,168	3,414	52,754
14,589	3,073	11,516
31,245	341	30,904
2,998,591	29,338	2,969,253
2,998,591	29,338	2,969,253
349	125	474
349	125	474
33,257,343	380,644	33,637,987

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理事業	7,141千円
		電算管理運営事業	2,926千円
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	2,823千円
3 民生費	1 社会福祉費	岸上文化センター管理事業	418千円
	2 児童福祉費	保育総務事業	1,819千円
4 衛生費	3 上水道整備費	一般会計出資金	24,081千円
6 農林水産業費	1 農業費	紀望の里北側用地整備事業	1,439千円
		ため池等整備事業	4,201千円
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	23,176千円
		道路施設長寿命化事業	22,142千円
	4 都市計画費	橋本駅前事業	7,000千円
	5 住宅費	市営住宅ストック総合活用計画推進事業	16,138千円
		住宅耐震化促進事業	6,580千円
9 消防費	1 消防費	消防庁舎長寿命化外部改修事業	60,205千円
		橋本北消防署救急車庫棟増築他感染症対策改修事業	119,394千円
		消防本部主力消防車整備事業	96,711千円
		消防団納庫（器具庫）建替整備事業	58,781千円
		高機能消防指令システム部分更新整備事業	445,500千円
		消防救急デジタル無線再整備事業	19,875千円

10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改修事業	173,328千円
	3 中学校費	中学校管理運営事業	18,031千円
		中学校大規模改修事業	319,801千円
	5 社会教育費	その他社会教育事業	2,998千円
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	2,500千円
	3 文教施設災害 復旧費	現年公立学校施設災害復旧事業	5,434千円
合			計 1,442,442千円

### (変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て 応援手当支給事業	1,013千円	物価高対応子育て 応援手当支給事業	7,855千円

第3表 地方債補正  
(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災・減 災・国 土 強 鞏 化 緊 急 対 策 事 業	千円 82,700	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後においては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
緊 急 浚 濁 推 進 事 業	9,700			

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 18,200	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後においては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	81,100			
災 害 復 旧 事 業	26,900			
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	41,500			
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	11,400			
地 域 活 性 化 事 業	15,800			
緊 急 防 災・減 災 事 業	851,000			
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	155,700			
緊 急 自 然 災 害 防 止 事 業	18,600			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	54,000			
上 水 道 整 備 事 業	1,800			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 17,300	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
57,000			
25,900			
282,200			
4,300			
13,400			
856,700			
157,500			
22,400			
56,200			
71,200			

(廃止)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 5,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる公的資 金について、利率の見 直しを行った後においては、当該見直し後の 利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
防災対策事業	200			
市町村振興資金貸付	1,900			

議案第 24 号

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり  
議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69,597 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,064,869 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
1 国 民 健 康 保 險 税		
1 国 民 健 康 保 險 税		
3 県 支 出 金		
1 県 負 担 金 補 助 金		
5 繼 入 金		
1 一 般 会 計 繼 入 金		
7 諸 収 入		
2 雜 入		
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,437,662	109,078	1,328,584
1,437,662	109,078	1,328,584
4,881,266	27,743	4,909,009
4,881,265	27,743	4,909,008
532,058	11,832	543,890
531,661	11,832	543,493
42,971	94	42,877
28,060	94	27,966
7,134,466	69,597	7,064,869

## 歳 出

( 単位 : 千円 )

款	項
1 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	2 徴 税 費
2 保 険 給 付 費	
	2 高 額 療 養 費
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	
	1 医 療 給 付 費 分
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分
	3 介 護 納 付 金 分
4 保 健 事 業 費	
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
5 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
7 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
	2 繰 出 金
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
120,586	7,887	112,699
113,226	8,000	105,226
7,187	113	7,300
4,809,143	25,126	4,834,269
590,055	25,126	615,181
1,845,200	87,355	1,757,845
1,289,344	31,286	1,258,058
423,981	37,304	386,677
131,875	18,765	113,110
95,629	12,044	83,585
76,145	12,044	64,101
215,572	8,932	224,504
215,572	8,932	224,504
38,296	3,631	41,927
29,018	1,015	30,033
9,278	2,616	11,894
7,134,466	69,597	7,064,869

議案第 25 号

令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度橋本市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 749 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,960 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項
2 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
3 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	7	8
1	7	8
1	742	743
1	742	743
2,211	749	2,960

## 歳 出

( 単位 : 千円 )

款	項
1 駐 車 場 費	
1 駐 車 場 費	
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,211	749	2,960
2,211	749	2,960
2,211	749	2,960

議案第 26 号

令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度橋本市の墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,443 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
1 使 用 料 及 び 手 数 料		
	1 使 用 料	
2 財 産 収 入		
	1 財 産 運 用 収 入	
3 繰 入 金		
	1 基 金 繰 入 金	
4 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
8,874	816	8,058
8,872	830	8,042
2	14	16
1	126	127
1	126	127
16,578	104	16,682
16,578	104	16,682
1	1,575	1,576
1	1,575	1,576
25,454	989	26,443

## 歳出

(単位:千円)

款	項
1 墓園事業費	1 墓園事業費
歳出合計	歳出合計

補正前の額	補正額	計
24,454	989	25,443
24,454	989	25,443
25,454	989	26,443

議案第 27 号

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)について

令和 7 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,056 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,837,350 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
1 保 険 料		
		1 介 護 保 険 料
3 国 庫 支 出 金		
		1 国 庫 負 担 金
4 支 払 基 金 交 付 金		
		2 国 庫 補 助 金
5 県 支 出 金		
		1 県 負 担 金
6 財 産 収 入		
		2 県 補 助 金
7 繰 入 金		
		1 財 産 運 用 収 入
		1 一 般 会 計 繰 入 金
		2 基 金 繰 入 金
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,255,608	37,039	1,292,647
1,255,608	37,039	1,292,647
1,456,431	70,792	1,385,639
1,086,956	46,077	1,040,879
369,475	24,715	344,760
1,720,940	41,918	1,679,022
1,720,940	41,918	1,679,022
930,015	7,055	922,960
888,324	6,106	882,218
41,691	949	40,742
1	640	641
1	640	641
1,287,995	60,030	1,348,025
1,103,512	7,464	1,096,048
184,483	67,494	251,977
6,859,406	22,056	6,837,350

款		項
1 総務費	1 総務管理費	
	2 徴収費	
	3 介護認定審査会費	
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	
	2 介護予防サービス等諸費	
	4 高額介護サービス等費	
	5 高額医療合算介護サービス等費	
	6 特定入所者介護サービス等費	
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	
3 地域支援事業費	3 一般介護予防事業費	
	4 包括的支援事業・任意事業費	
	1 基金積立金	
	2 繰出金	
歳出合計		

補正前の額	補正額	計
225,025	9,685	215,340
94,428	227	94,201
2,987	100	2,887
127,610	9,358	118,252
6,075,107	10,500	6,064,607
5,440,900	31,500	5,472,400
278,600	30,500	248,100
152,160	3,000	155,160
27,550	500	28,050
169,900	15,000	154,900
297,995	5,253	292,742
223,372	2,416	220,956
41,463	1,815	39,648
32,940	1,022	31,918
169,505	2,434	171,939
169,505	2,434	171,939
81,773	948	82,721
65,504	948	66,452
6,859,406	22,056	6,837,350

議案第 28 号

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)について

令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 7 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 7 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)は、  
次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,527,227 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,066,582 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款		項
1 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 補 助 金	
3 財 産 収 入		
	1 財 産 売 払 収 入	
4 繰 入 金		
	1 基 金 繰 入 金	
6 諸 収 入		
	1 雜 入	
歳 入 合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,485	605	880
1,485	605	880
235,454	1,499,695	1,735,149
235,454	1,499,695	1,735,149
278,078	1,015,695	1,293,773
278,078	1,015,695	1,293,773
9,469	12,442	21,911
9,469	12,442	21,911
539,355	2,527,227	3,066,582

歳出

(単位:千円)

款	項
1 工業団地造成事業費	
	1 工業団地造成事業費
2 公債費	
	1 公債費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
526,575	2,528,920	3,055,495
526,575	2,528,920	3,055,495
12,780	1,693	11,087
12,780	1,693	11,087
539,355	2,527,227	3,066,582

議案第 29 号

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和7年度 橋本市水道事業会計補正予算（第3号）

### （総 則）

第1条 令和7年度橋本市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,831,654	102,874	1,934,528
第1項 営業収益	1,447,931	△ 31,619	1,416,312
第2項 営業外収益	383,720	134,493	518,213

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	2,026,462	178,502	2,204,964
第1項 営業費用	1,899,347	184,454	2,083,801
第2項 営業外費用	121,248	△ 5,952	115,296

### （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額684,840千円は、過年度分損益勘定留保資金等684,840千円で補てんするものとする。）

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	329,762	121,060	450,822
第1項 国庫支出金	16,217	△ 3,582	12,635
第3項 繰入金	3,245	1,045	4,290
第4項 出資金	2,496	69,397	71,893
第5項 補償金	51,000	△ 12,000	39,000
第8項 企業債	256,800	66,200	323,000

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,210,225	△ 74,563	1,135,662
第1項 建設改良費	153,658	△ 104,000	49,658
第2項 拡張費	856,000	26,000	882,000
第3項 企業債償還金	196,499	6,505	203,004
第4項 国庫補助金返還金	3,068	△ 3,068	0

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張費	256,800 千円	証書 借入	3.5%以内	借入先の融通条件による。	323,000 千円	補正前に同じ	5%以内	補正前に同じ

令和8年2月27日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 30 号

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 3 号)について

令和 7 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 3 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和7年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第3号）

### （総 則）

第1条 令和7年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業収益	1,967,898	850	1,968,748
第1項 営業収益	738,969	2,574	741,543
第2項 営業外収益	1,228,923	△ 2,581	1,226,342
第3項 特別利益	6	857	863

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	1,953,871	△ 13,718	1,940,153
第1項 営業費用	1,784,227	△ 11,145	1,773,082
第2項 営業外費用	163,739	△ 2,573	161,166

### （資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額336,714千円は過年度分損益勘定留保資金等307,893千円と当年度分損益勘定留保資金28,821千円で補填するものとする。）。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	985,967	59,274	1,045,241
第3項 負担金	11,400	587	11,987
第4項 他会計補助金	345	△ 105	240
第5項 他会計出資金	161,941	△ 308	161,633
第7項 企業債	689,900	59,100	749,000

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,358,308	23,647	1,381,955
第1項 建設改良費	451,342	25,322	476,664
第2項 企業債償還金	904,672	△ 1,675	902,997

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
北部中継ポンプ場保守点検委託	令和7年度～令和8年度	6,545千円
マンホールポンプ施設保守点検委託	令和7年度～令和8年度	12,812千円
宅内ポンプ監視システム委託	令和7年度～令和8年度	120千円
上中・下中 処理場維持管理業務	令和7年度～令和8年度	2,587千円
西川 処理場維持管理業務	令和7年度～令和8年度	602千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	689,900 千円	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。	749,000 千円	補正前 同じ	補正前 同じ	補正前 同じ

第6条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額を次のとおり補正する。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、555,330千円から538,572千円に改める。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額を、18,936千円から18,955千円に改める。

令和8年 2月27日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 31 号

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 7 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和7年度 橋本市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度橋本市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業収益	8,010,033	371,639	8,381,672
第1項 医業収益	6,901,630	256,852	7,158,482
第2項 医業外収益	806,493	14,787	821,280
第4項 特別利益	227,657	100,000	327,657

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病院事業費用	8,600,869	419,502	9,020,371
第1項 医業費用	8,346,665	346,035	8,692,700
第2項 医業外費用	135,820	73,467	209,287

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額557,366千円は過年度分損益勘定留保資金557,366千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額559,158千円は過年度分損益勘定留保資金559,158千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的収入	647,950	△ 77,033	570,917
第1項 他会計負担金	343,581	△ 1,660	341,921
第2項 補助金	25,018	△ 5,373	19,645
第3項 企業債	275,900	△ 70,000	205,900

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資本的支出	1,205,316	△ 75,241	1,130,075
第1項 建設改良費	302,639	△ 75,241	227,398

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	1,205,900千円	証書借入

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職 員 給 与 費	4,575,440	180,618	4,756,058

第6条 予算第9条に定めた病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
一 般 会 計	161,556	13,865	175,421
国 保 特 別 会 計	1	2,616	2,617
計	161,557	16,481	178,038

第7条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
たな卸資産購入限度額	810,637	80,000	890,637
計	810,637	80,000	890,637

令和8年2月27日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 32 号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>

下同じ。)

2~4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額((所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額))((所得割額及び被保険者均等割額))の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.7を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項

2~4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の9.2を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同

において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,200円

(2) 特定世帯 11,100円

(3) 特定継続世帯 16,650円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 略

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等の控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等の控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円

を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円
- (イ) 特定世帯 7,700円
- (ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について770円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円
- (イ) 特定世帯 245円
- (ウ) 特定継続世帯 368円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯

を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,540円
- (イ) 特定世帯 7,770円
- (ウ) 特定継続世帯 11,655円

ウ～カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯

に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円  
(イ) 特定世帯 5,500円  
(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について550円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円  
(イ) 特定世帯 175円  
(ウ) 特定継続世帯 263円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平

に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,100円  
(イ) 特定世帯 5,550円  
(ウ) 特定継続世帯 8,325円

ウ～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円
- (イ) 特定世帯 2,200円
- (ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について220円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条の3第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円
- (イ) 特定世帯 70円
- (ウ) 特定継続世帯 105円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,440円
- (イ) 特定世帯 2,220円
- (ウ) 特定継続世帯 3,330円

ウ～カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 略

	ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円
	イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円
	ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円
	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円
3	国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額 <u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額 <u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> )は、当該所得割額 <u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u> から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
	(1)～(6) 略
	(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

##### 1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林

#### 附 則

##### 1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び

所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

##### 5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

に法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

##### 5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し

くは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び

くは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

に法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適

第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適

用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の

用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23

額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。